



鳥インフルエンザ最新情報

北海道の野鳥で A 型鳥インフルエンザウイルス確認

北海道標津郡中標津町で、11月7日に回収されたオオハクチョウの死骸において、**A 型鳥インフルエンザウイルス**の遺伝子検査を行ったところ、陽性が確認されました。現在、北海道大学で確定検査中です。

秋田県で飼育下のコクチョウで A 型鳥インフルエンザウイルス確認

秋田県秋田市の大森山動物園で飼育され、11月15日に死亡したコクチョウ1羽について、**A 型鳥インフルエンザウイルス**の簡易検査を行ったところ、陽性が確認されました。現在、北海道大学で確定検査中です。

※いずれも病性は未確定であり、**高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。**



ヨーロッパ及びインドでは高病原性鳥インフルエンザ継続発生

本年10月以降、ヨーロッパ及びインドにおいて、**高病原性鳥インフルエンザ (H5N8 亜型)**の発生が継続的に確認されています。特に、**ドイツでは60羽、オーストリアでは100羽以上**の多数の野鳥の死亡が報告されています。

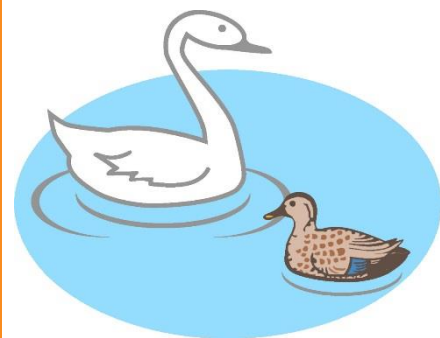
韓国では野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス確認

10月28日、韓国忠南天安市豊歳面にある鳳岡川で採取された野鳥の糞便から**高病原性鳥インフルエンザ（H5N6 亜型）**が検出されました。

本年6月、ロシアとモンゴルの国境付近で水鳥から**H5N8 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス**が確認されており、8月には米国アラスカ州の野鳥から**H5N2 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス**が確認されました。このことに関連して、FAO（国連食糧農業機関）で「過去2回（2006年及び2010年）、南ロシアでウイルスが検出された後18か月以内に朝鮮半島及び日本へのウイルスの移動が起こっている」と分析していることは、先月発行したあおもり家畜衛生情報 No.7でお伝えしたとおりです。

分析どおり、韓国及び日本において、すでに野鳥によるウイルスの移動は起こっていると考えられ、**今シーズンは本病発生リスクが極めて高い**と予想されます。引き続き、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、以下の点に細心の注意を払ってください。

- ① **渡り鳥飛来地付近**には立ち入らない
- ② 鶏舎入口での衣服・靴底・手指の**消毒の徹底**
- ③ **防鳥ネット**や**鶏舎破損箇所**の再点検と速やかな補修
- ④ **鶏舎のすき間**などからの**野生動物**の侵入防止
- ⑤ 農場に出入りする**車両の消毒**



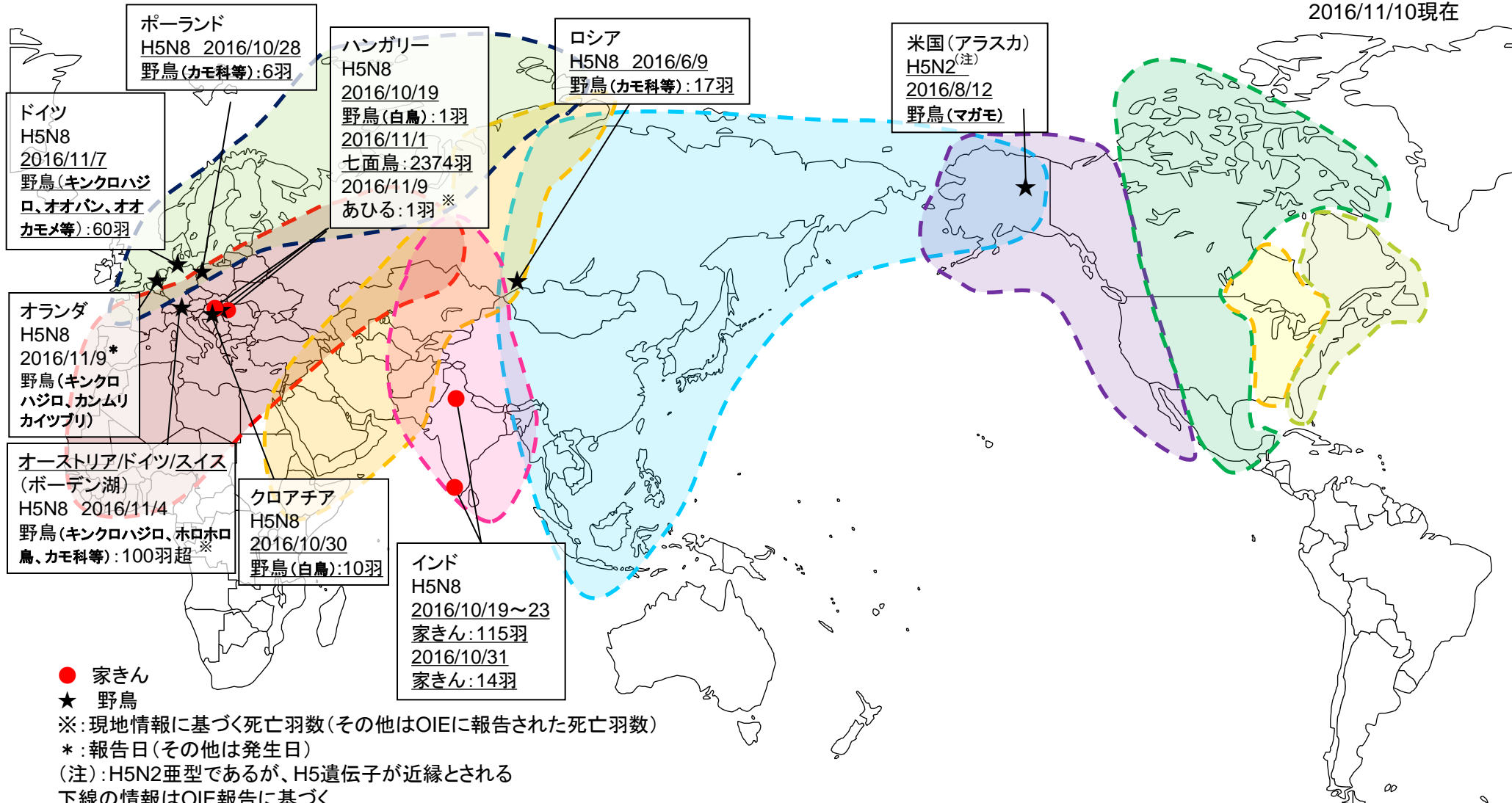
家きん飼養者を始め畜産関係者は、更に厳重に警戒**し、本病ウイルスの農場への侵入防止を徹底しましょう。**

家きんに異状が見られたら、直ちに青森家畜保健衛生所にご連絡ください

電話:017-764-1744
(夜間・休日:090-2274-0474)

最近のHPAI (H5N8) 発生状況と野鳥 (カモ類) の渡りのルート

2016/11/10現在



本図は、野生のカモの個体群の渡りの範囲を大きく区分けした概念図。区域は厳密ではなく、また、区域間の行き来があることに注意が必要。

作 図: 農林水産省消費・安全局動物衛生課
参考文献: OIE; Boere, G.C. & Stroud, D.A.(2006); Isakov, Y.A.(1967)
監 修: 金井 裕 (日本野鳥の会 参与)